

【資料1】

第2次豊明市下水道事業経営戦略の策定について

1. 下水道事業経営戦略とは

- ・下水道事業における中長期的(概ね10年)な経営の指針となる基本計画。
- ・経営戦略の策定は国庫補助金(社会资本整備総合交付金)の交付要件となっている。

2. 改定理由

毎年度、経営戦略に掲げる取り組みの進捗状況の検証を行い、3年から5年内に見直しを行うこととされている。

⇒現行の経営戦略は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として策定。
今回、策定から5年が経過するタイミングであること、また、令和8年度からの使用料改定を今後の収支計画に反映させるべく改定を行う。

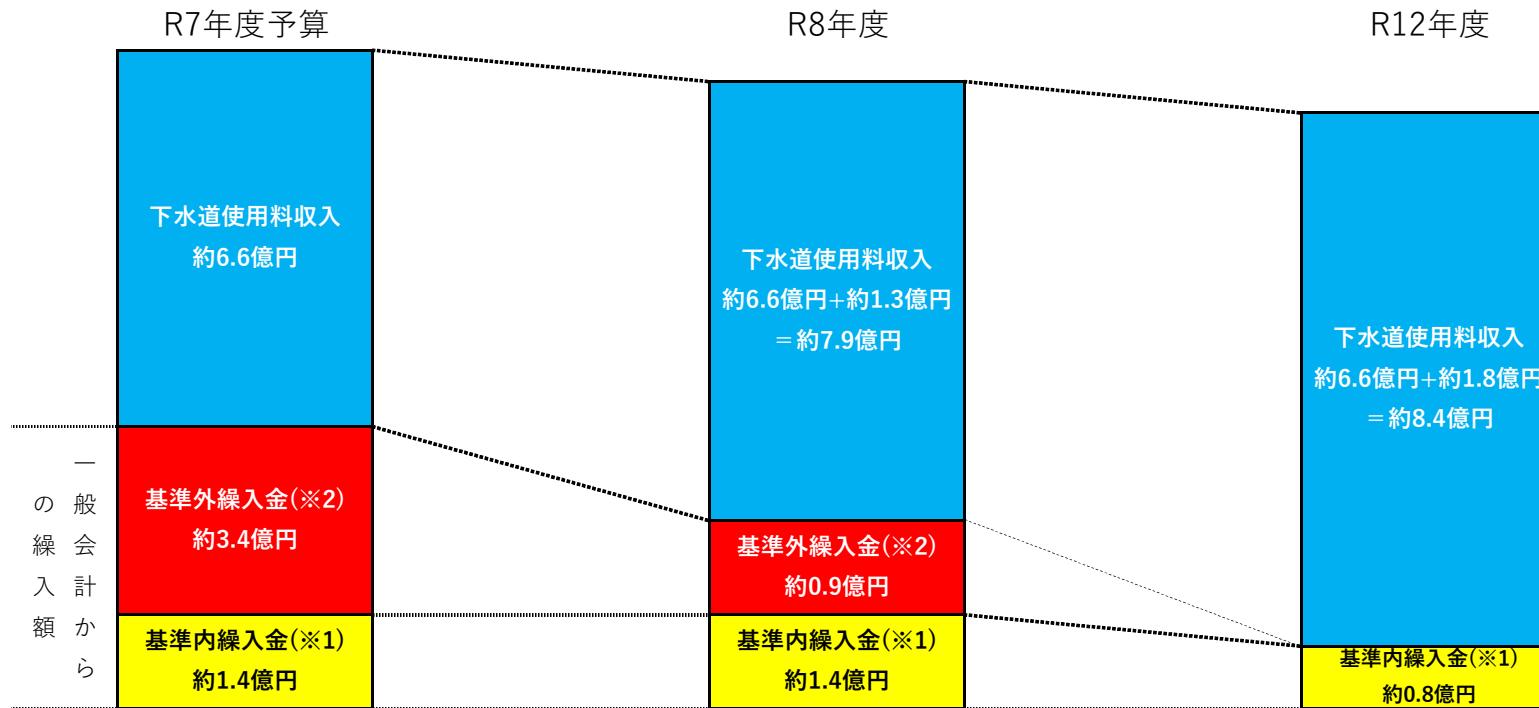
3. 主な改定内容

- ・7ページ 「未普及地整備事業」の方向性変更を反映
- ・10ページ 「経費回収率向上に向けたロードマップ」の追加
- ・13ページ 「投資・財政計画(収支計画)」の更新 ※裏面参照

4. 策定までのスケジュール

- R8.1.27 豊明市下水道事業経営検討委員会
R8.2月中 県への提出
R8.3月末 ホームページにて公表

下水道使用料収入と一般会計からの繰入金の推移



(※1) 基準内繰入金…国が定めた繰出基準に基づいて一般会計から繰り入れができる費用。

(雨水処理に関する費用、企業債支払利息など)

(※2) 基準外繰入金…国が定めた繰出基準によらず、例外的に一般会計から繰り入れる費用。

(事業収入で賄えない赤字部分を補てんする費用)

【資料2】

(案)

第2次豊明市下水道事業経営戦略 (とよあけ安心下水道プラン)

【計画期間】

令和8年度～令和17年度

令和8年3月

豊明市経済建設部下水道課

目 次

1 経営戦略策定の背景・改定の目的と方針	1
2 計画の期間	1
3 下水道事業の概要	
(1) 下水道施設の概要	2
(2) 下水道使用料の状況	3
(3) 組織の状況	4
(4) 民間活力の活用状況	4
(5) 経営比較分析表による下水道事業の状況	4
経営比較分析表	5
4 経営の基本方針	
(1) 下水道事業の基本理念	6
(2) 経営の基本方針	6
5 事業の実施計画	
【基本施策 1】安心快適住環境の整備	7
【基本施策 2】安全安心施設への改築・更新	8
【基本施策 3】安定安心のサービス提供	8
【基本施策 4】安心継続の事業経営	9
6 経費回収率向上に向けたロードマップ	10
7 投資・財政計画	
(1) 将来の事業環境	11
(2) 投資・財政計画（收支計画）	13
8 経営戦略の事後検証	
(1) 経営戦略の進捗管理	15
(2) 経営戦略の見直し	15
(3) 各事業の進捗管理	15
9 用語解説	17

1 経営戦略策定の背景・改定の目的と方針

豊明市（以下「本市」という。）の下水道事業は、令和2年4月1日より従来の官庁会計から公営企業会計に移行し、地方公営企業法の適用を受け事業を運営しています。

地方公営企業においては、保有する資産の大量更新や人口減少に伴う使用料収入の減少等による経営環境の悪化が全国的に危惧されています。

住民の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしている地方公営企業は、このような経営環境の中にあっても将来にわたり継続してサービスを提供していくことが必要です。

そのため、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号通知）において中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体へ要請しました。

それに伴い、本市では下水道サービスの継続的、安定的な提供を目指して、今後の下水道事業経営の指針となる「豊明市下水道事業経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）」を令和2年度に策定しました。

この度、経営戦略の策定から国が示す見直し期間の目安となる5年が経過したこと、加えて、総務省からの「『経営戦略』の改定推進について」（令和4年1月25日総財公第6号）の発出を受け、事業の進捗状況や経済環境の変化、令和8年度から実施する使用料改定を反映させた内容とするため、「第2次豊明市下水道事業経営戦略」を策定します。

2 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は、10年以上を基本としていることから令和8年度から令和17年度までの10年間とし、中間年度である令和12年度末（令和13年3月）に改定を予定しています。

なお、社会情勢や経済環境の変化が生じた場合や事業の進捗状況等が現状と著しく乖離する場合には、隨時見直しをするものとします。

3 下水道事業の概要

(1) 下水道施設の概要

下水道は、公衆衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とし、私たちの生活に欠くことのできない公共性、公益性の高い重要な施設です。

本市の下水道事業は、昭和42年の日本住宅公団（現UR都市機構）による二村台地区の住宅整備に合わせ下水道も整備され、昭和46年に単独公共下水道として供用開始をしました。平成5年に愛知県の流域下水道への編入、平成16年度には市街化区域内の整備を一旦完了しましたが、現在は市街化区域の一部で未整備となっています。

また、沓掛地区における農村集落家庭排水施設事業は、昭和49年より農村総合モデル事業として整備を開始し、昭和57年には汚水処理施設である沓掛浄化センターの建設が完了し、昭和58年より供用開始をしました。

なお、農村集落家庭排水施設事業は、令和3年度に流域関連公共下水道へ接続し、事業を廃止しました。

現在の污水管の延長は251キロメートルに及びます。污水管の耐用年数は50年とされているため、大量更新の時期を迎えていました。

《下水道施設の整備状況》（令和6年度末現在）

下水道の種類	流域関連公共下水道
供用開始	昭和46年8月
公営企業法の適用	一部（財務）適用
整備面積	841ha
処理区内人口密度	66.8人/ha
行政人口	67,768人
処理区域内人口	56,174人
普及率	82.9%
水洗化人口	55,047人
水洗化率	98.0%
処理場	愛知県境川浄化センター (刈谷市衣崎町)
ポンプ場	なし

(2) 下水道使用料の状況

本市の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。

汚水の排出量によって算定される従量使用料は、排出量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制となっています。

なお、人口や使用水量ともに減少傾向であることから、厳しい経営状況が続く下水道事業においてより健全な経営を行うため、令和8年度に使用料改定を実施します。

令和8年4月1日現在の1か月あたりの下水道使用料は、下記のとおりです。

『下水道使用料金表』

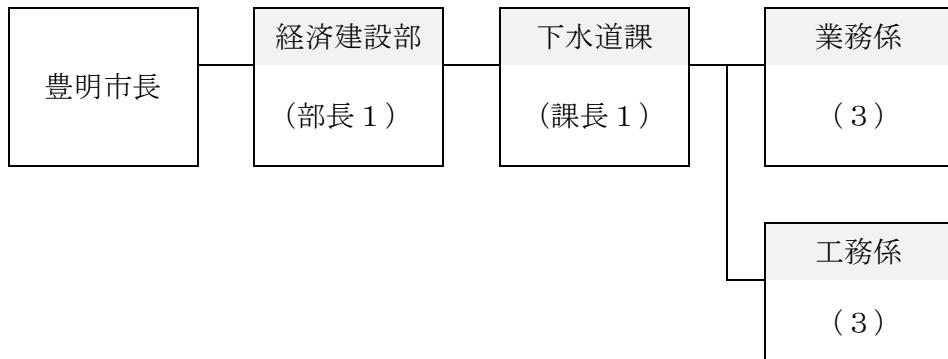
(1か月：税抜き)

基本使用料		700円
従量使用料	排出量	使用料(1m ³ につき)
	1m ³ を超え 5m ³ まで	40円
	5m ³ を超え 10m ³ まで	70円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	120円
	20m ³ を超え 30m ³ まで	145円
	30m ³ を超え 50m ³ まで	190円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	210円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	230円
	500m ³ を超えるもの	240円

(3) 組織の状況

本市の下水道事業の運営に係る組織及び職員数は、下記のとおりです。

《下水道課組織図》（令和7年10月1日現在、カッコ内の数字は職員数）



(4) 民間活力の活用状況

本市の公共下水道は、処理場やポンプ場等の保有施設がないため、PFIや指定管理者制度の利用はありません。

民間活用の状況としては、マンホールポンプの維持管理を民間へ委託しており、ポンプの運転状況等を常時監視し、異常時には迅速に対応することとしています。

(5) 経営比較分析表による下水道事業の状況

令和5年度事業分の地方公営企業の決算状況調査を基にした経営比較分析表による類似団体（※）との比較では、汚水処理原価が平均値より低くなっていますが、経費回収率は平均値を下回っています。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、公営企業会計上は100%以上であることが必要ですが、公営企業会計へ移行した令和2年度以降、100%に満たない状況が続いています。

本市の下水道事業は、農村集落家庭排水施設事業の統合により流域下水道へ一本化され汚水処理施設の広域化・共同化利用が進みましたが、経費回収率の改善には、委託業務の包括発注や、汚水処理事業の広域化・共同化の推進など経営合理化の方策を検討していく必要があります。

加えて、公営企業会計による経営状況の検証を行う中で、使用料設定の適正化についても引き続き検討していく必要があります。

（※）類似団体は、処理区域内の人口密度と供用開始からの経過年数で分類され、県内では瀬戸市、尾張旭市、知立市、みよし市などが同じ分類に属しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

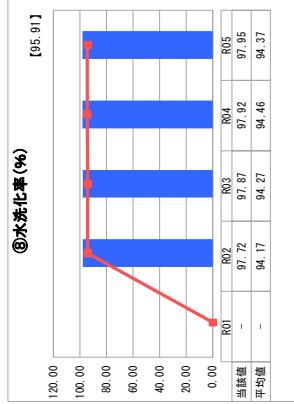
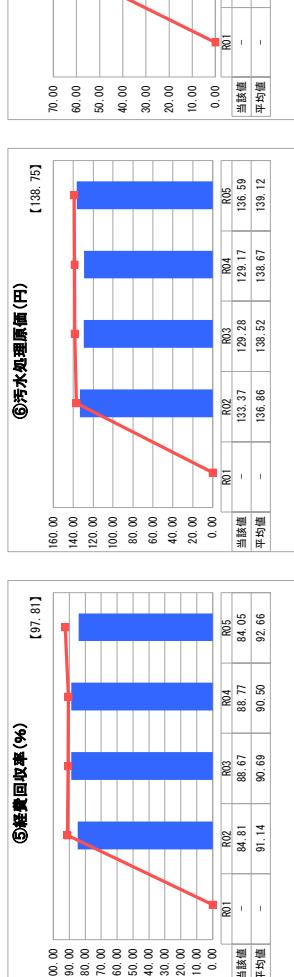
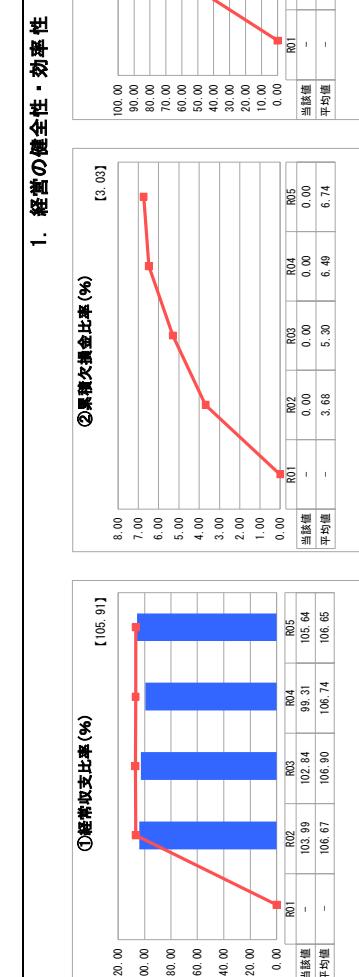
愛知県、豊明市
事業名

法適用	下水道事業	事業名	事業名	管轄者的情報
-	76.21	83.04	87.45	Be1
				1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)

①経常収支比率(%)	②累積欠損金比率(%)	③流動比率(%)	④企業債権に対する事業規模比率(%)
[105.91]	[3.03]	[78.43]	[630.82]
120.00	8.00	100.00	800.00
100.00	7.00	90.00	700.00
80.00	6.00	80.00	600.00
60.00	5.00	70.00	500.00
40.00	4.00	60.00	400.00
20.00	3.00	50.00	300.00
1.00	2.00	40.00	200.00
0.00	1.00	30.00	100.00
R01	R02	R03	R04
当該額	103.99	102.84	99.31
平均額	106.67	106.90	106.74
			106.65

⑤経費回収率(%)	⑥汚水処理原価(円)	⑦施設利用率(%)	⑧水洗化率(%)
[97.81]	[138.75]	[58.94]	[95.91]
100.00	160.00	70.00	120.00
90.00	140.00	60.00	100.00
80.00	120.00	50.00	80.00
60.00	100.00	40.00	60.00
40.00	80.00	30.00	40.00
30.00	60.00	20.00	30.00
20.00	40.00	10.00	20.00
10.00	20.00	0.00	10.00
0.00	0.00	R01	R02
R01	R02	R03	R04
当該額	84.81	88.67	84.05
平均額	91.14	90.69	90.50
		92.66	

⑨有形固定資産減価償却率(%)	⑩営業老朽化率(%)	⑪営業改善率(%)
[41.09]	[8.68]	[0.22]
35.00	14.00	0.30
30.00	12.00	0.25
25.00	10.00	0.20
20.00	8.00	0.15
15.00	6.00	0.10
10.00	4.00	0.05
5.00	2.00	0.00
0.00	R01	R02
R01	R02	R03
当該額	-	R04
平均額	3.93	R05
	23.25	R06
	25.20	R07
	27.42	R08
	30.01	R09



1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は増加に転じ黒字となっていますが、収益財源としては費用以外の収入に依存しています。収益財源としての収支が続いていることから、経営改善に向かって取り組みが必要です。

②累積欠損金比率は右肩上がりに増加しておりますが、経営の健全性は保たれておりません。

③流動比率は下回っています。これは次年度に予算措置を設置するため支払不能に陥る心配はありません。

④企業債権に対する事業規模比率は年々減少し平均値を下回っています。平成度が進み、順次元済み債権が償却され、現高は今後も減少していく見込みです。

⑤経費回収率は減少に転じ0%に達していません。収益財源としての収支に加えている状況であり、経営改善をしており、経営改善に向けた取り組みが必要です。

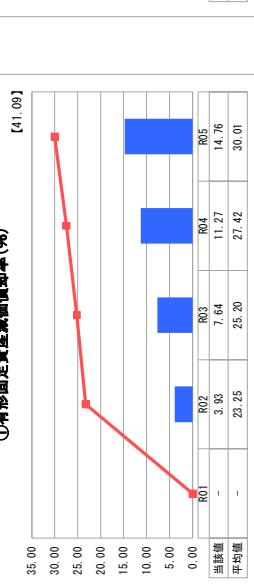
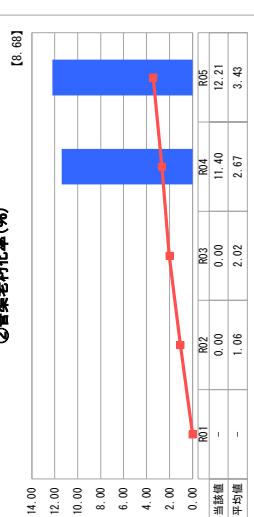
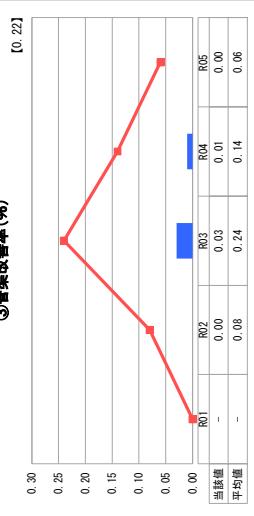
⑥汚水処理原価は増加に転じましたが、平均値は下回っています。今後も効率的な汚水処理の実施に取り組んでいかなければなりません。これは流域開通公下水道で処理施設を保有していないため設備利用料は上回り削減していかなければなりません。これは、市街化区域の面積備付の完了に伴い、旧農地区等の紙の場合との考え方られます。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は平均率を下回るもので、計画的に長寿命化等に取り組んでいます。

②管轄老朽化率は令和4年度で初めて計上され、平均値を大きく超えていました。管轄の改築の必要性が推測されるため、管轄施設の定期検査と改築更新に取り組んでいく予定です。

③管轄改善率については当年度計上はありませんでした。今後の老朽化のが況を踏まえ、ストックマネジメント計画に基づき計画的に老朽化対策を進めています。



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法適用企業のみの算出できなかったため、法適用企業では算出できません。

本市の下水道事業は、昭和46年に供用を開始し、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、令和3月より民間のミニユーティ・ブランチ処理区域を公共下水道へ接続しました。今後も継続してサービスを提供し管路施設の健全性を確保するため、改修等を計画的に実施していきます。

また、今後の営業課題であるため、現在、経費回収率の確実化を目指し、営業検査委員会にて使用料改定の必要性について検討しています。

なお、下水道事業の経営戦略は令和7年度に見直しを予定しています。

4 経営の基本方針

(1) 下水道事業の基本理念

本市の下水道事業は、上位計画である第6次豊明市総合計画と下水道法に基づく下水道の目的より『将来にわたり安心で快適な住環境を確保し、「みんなでつくるしあわせのまち」づくりに貢献する』ことを基本理念に掲げ、持続可能な下水道事業経営を目指します。

(2) 経営の基本方針

私たちの生活の中で欠かすことのできない下水道は、施設の老朽化対策、地震や豪雨など自然災害への対応が迫られています。これらの状況を踏まえ、基本理念にある安心で快適な住環境確保のため、本市の下水道事業を推進する2つの基本方針を以下のとおり定めます。

① 安全安心な下水道施設を構築します。

見えないところで皆さまの生活を支えている下水道施設が今後も継続してその役割を果たしていくため、老朽化が進む下水道施設を計画的に改築・更新していきます。

また、近年発生頻度が増加している豪雨災害やひとたび発生すると甚大な被害を及ぼす地震災害への対応を進め、被害を最小限にとどめる安全安心な下水道施設を構築していきます。

② 安定安心の下水道サービスを提供します。

持続可能な下水道サービスを提供していくため、下水道施設の健全性確保に努め、点検・補修・清掃等により施設の機能低下を防ぎ、良好な状態を維持していきます。

また、市民（受益者）の皆さまと下水道事業が抱える課題等を共有するため経営の見える化に努め、下水道使用料の適正化など事業経営の課題解決に向け共に取り組んでいきます。

《事業の施策体系図》

基本方針	基本施策	主な取り組み事項
安全安心な 下水道施設	安心快適住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・雨水貯留施設の整備・マンホールの耐震化
	安全安心施設への改築・更新	<ul style="list-style-type: none">・老朽施設等の改築・更新
安定安心の 下水道サービス	安定安心のサービス提供	<ul style="list-style-type: none">・施設の計画的な点検・調査・広域化・共同化事業の検討
	安心継続の事業経営	<ul style="list-style-type: none">・使用料改定の検討・経営戦略の見直し

5 事業の実施計画

2つの経営の基本方針に基づき、実施する事業についての事業内容、概算事業費、成果指標を掲載します。

なお、事業の実施計画については、愛知県の全県域汚水適正処理構想と整合性をとった本市の公共下水道事業基本計画等の内容を加味しており、国・県の整備方針の変更や本市の財政状況により見直しを行う場合があります。

【基本施策1】安心快適住環境の整備

① 雨水対策事業

令和7年度より雨水排水のための貯留施設等の基本設計業務を進め、設置工事を順次実施していきます。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	集中豪雨時等の雨水を速やかに排除し、浸水被害の防止・軽減を図るための貯留施設等の設置工事の実施。	
事業費	1,225,000千円	256,000千円
成果指標	排水施設の整備率 75%	排水施設の整備率 95%

② 地震対策事業

上下水道耐震化計画に基づき、污水管きょの耐震補強工事を実施していきます。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	管種により強度不足が懸念される管きょや調査により強度不足が見込まれる管きょの耐震補強工事を実施。	
事業費	107,000千円 (マンホール及び管きょの耐震化)	85,000千円 (マンホール及び管きょの耐震化)
成果指標	管きょの耐震化率 84%	管きょの耐震化率 97%

③ 未普及地整備事業

令和7年度より未整備地区の下水道を整備するための計画業務に着手し、令和12年度まで管きょ埋設工事等を実施していきます。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	下水道未整備地区への管きょ埋設工事等の実施。	
事業費	39,060千円	—
成果指標	未普及地への整備率 100%	—

【基本施策2】安全安心施設への改築・更新

① 下水道施設長寿命化事業

ストックマネジメント計画に基づく予防保全の観点より老朽化した管路施設の機能向上のため改築工事を実施します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	管きょやマンホールの更生工事、マンホール蓋の取替工事の実施。	
事業費	249,000千円	166,000千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 45%	計画期間内の事業進捗率 100%

② 下水道設備更新事業

老朽化が進んでいるポンプ設備等の更新工事を順次実施します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	マンホールポンプ取替工事の実施。	
事業費	23,500千円	23,500千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 50%	計画期間内の事業進捗率 100%

③ 流域下水道建設事業

愛知県流域下水道の汚水処理施設や管路施設の増改築、設備更新費用の一部を負担します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	愛知県境川浄化センターの増改築工事や汚水幹線の更新工事の一部を負担金として支出。	
事業費	160,800千円	131,600千円
成果指標	汚水が適切に処理される	汚水が適切に処理される

【基本施策3】安定安心のサービス提供

① 下水道施設健全化事業

管路施設の健全性を確保するため、計画的に点検・調査を実施します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	管きょやマンホールの点検・調査を行い、必要に応じて補修・修繕を実施。	
事業費	27,944千円	25,401千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 55%	計画期間内の事業進捗率 100%

② 民間活用、広域化・共同化事業

経営の効率化を図るため、委託業務の包括発注や近隣市町との業務の共同化を推進します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	マンホールポンプの常時監視業務と維持管理業務の包括発注について継続する。 業務の共同化については、関係市町と検討を進める。	
成果指標	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上

【基本施策4】安心継続の事業経営

① 下水道使用料徴収事業

下水道使用者の利便性の向上と徴収事務の簡素化のため、水道料金と下水道使用料を同時請求し、一体的に徴収します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	水道事業者の愛知中部水道企業団へ徴収業務を委託する。	
成果指標	使用料収入率 99.5%以上	使用料収入率 99.5%以上

② 下水道使用料の適正化

毎年度の経営状況を検証し、雨水公費、汚水私費の原則に基づき使用料改定の必要性について検討します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	公営企業会計による経営状況を検証し、原則5年ごとに使用料改定の必要性について検討する。	
成果指標	使用料改定の検討または改定 1回以上	使用料改定の検討または改定 1回以上

③ 経営状況の見える化

公営企業会計により作成される財務諸表等により下水道事業の経営状況を公開します。

期 間	前期（令和8～12年度）	後期（令和13～17年度）
事業内容	市の広報やホームページを活用して経営状況を分かりやすく公表する。	
成果指標	公表の回数 毎年度2回以上	公表の回数 毎年度2回以上

6 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会资本整備総合交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日国土交通省事務連絡）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」

（令和2年7月22日国土交通省事務連絡）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、事業経営の効率化及び経費の縮小に取り組みます。また、毎年度検証する経営状況を踏まえ、原則5年ごとに下水道使用料改定の必要性を検討します。

《経費回収率の向上に向けたロードマップ》

取り組み項目	経営戦略における実施事業	前期					後期					
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営の効率化に向けた取り組み	【基本施策3】 ①下水道施設健全化事業	取り組み時期	実施									
		取り組み内容	計画的な点検・調査を実施し、劣化状況に応じた対策を講じることにより施設の健全性を確保するとともにライフサイクルコストの軽減を図る。									
収入の確保に向けた取り組み	【基本施策3】 ②民間活力の活用	取り組み時期	実施									
		取り組み内容	マンホールポンプの常時監視業務と維持管理業務を包括的に発注することにより業務の効率化を図る。									
収入の確保に向けた取り組み	【基本施策3】 ②広域化・共同化事業	取り組み時期	共同化事業の検討・実施									
		取り組み内容	近隣市町と実施可能な事業を検討、実施することにより業務の効率化を図る。									
収入の確保に向けた取り組み	【基本施策4】 ①下水道使用料徴収事業	取り組み時期	実施									
		取り組み内容	水道料金と下水道使用料を一体的に徴収することにより、収納率の向上を図る。									
収入の確保に向けた取り組み	【基本施策4】 ②下水道使用料の適正化	取り組み時期	経営状況の検証			経営状況の検証			改定			
		取り組み内容	改定検討			改定			改定検討			

7 投資・財政計画

(1) 将来の事業環境

財政計画を作成するにあたり、使用料収入や汚水処理費等の算定を左右する将来の事業環境について、以下のとおり予測しています。

ア 处理区域内人口の予測

処理区域内の将来人口は、令和6年度までの実績と第6次豊明市総合計画にある将来人口推計を基に予測しています。

市街地開発事業に伴う人口増の見込みはありますが、市全体として人口は減少していく方向で見込んでいます。

《処理区域内人口の見込み》

	令和6年度 (実績)	令和8年度 (予測)	令和12年度 (予測)	令和17年度 (予測)
処理区域内 人 口	56,174人	56,028人	56,458人	55,338人

イ 有収水量の予測

有収水量の予測は、処理区域内人口から下水道接続人口を推計し、1人当たりの有収水量を基に推計しています。

有収水量の増減は、使用料収入の増減に影響します。市街地開発等で増加の見込みはありますが、市全体の人口は減少していく見込みであるため、将来的には有収水量は減少していくものと予想されます。

《有収水量の見込み》

	令和6年度 (実績)	令和8年度 (予測)	令和12年度 (予測)	令和17年度 (予測)
有 収 水 量	5,350千m ³	5,343千m ³	5,384千m ³	5,277千m ³

ウ 企業債残高の推移予測

企業債の残高については、下水道施設の長寿命化事業や未普及地整備事業のための新規借入を見込んでいますが、平成に入ってからの本市の下水道普及整備時に借入した企業債が償還期間の30年を経過し、高利率のものが順次完済となっていきます。

《企業債残高の見込み》

	令和6年度 (実績)	令和8年度 (予測)	令和12年度 (予測)	令和17年度 (予測)
企業債残高	30億2,300万円	24億3,200万円	22億4,300万円	22億2,200万円

エ 管路施設の老朽化の状況

本市の公共下水道は、供用開始から50年が経過しました。251キロメートルある管路施設の老朽化状況を見ると、工事完了から耐用年数とされる50年を経過した汚水管の割合が1割を占めます。雨水管については、18キロメートルのうち、およそ8割が50年を経過しています。

管路施設全体の老朽化の状況は、下記のとおりになっています。今後はこれらの管路施設が更新時期を迎えるため管きょやマンホールの改築工事やポンプ設備の更新工事等多額の費用が必要となってきます。

《管路施設の老朽化状況》

経過年数	10年未満	10年経過	20年経過
管路延長	9km	3km	113km
割合	3%	1%	42%

経過年数	30年経過	40年経過	50年経過
管路延長	81km	21km	42km
割合	30%	8%	16%

(2) 投資・財政計画(収支計画)

ア 収益的収入及び支出

区分		令和7年度 当初予算額	前期			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益	営業収益	下水道使用料	656,208	794,664	831,835	829,148
		雨水負担金	18,460	19,870	19,936	19,801
	営業外収益	一般会計負担金等	308,172	108,774	78,954	57,480
		長期前受金戻入	301,407	311,569	308,534	304,391
		その他	23,722	10,229	3,187	10,173
		合計	1,307,969	1,245,106	1,242,446	1,198,645
費用	営業費用	人件費	50,437	54,914	54,914	54,914
		営業経費	540,986	509,080	519,250	506,169
		減価償却費	607,319	606,871	603,745	599,391
	営業外費用	支払利息	45,733	41,626	30,043	27,328
		その他	13,494	32,615	34,494	33,191
		合計	1,257,969	1,245,106	1,242,446	1,198,645

イ 資本的収入及び支出

区分		令和7年度 当初予算額	前期			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収入	企業債	152,300	67,200	93,340	105,540	647,040
	一般会計負担金等	152,078	100,950	86,422	72,773	65,827
	国庫補助金	12,300	3,000	43,400	16,400	490,200
	工事負担金	1,940	3,526	3,442	3,442	3,442
	合計	318,618	174,676	226,604	198,155	1,206,509
支出	建設改良費	243,875	121,281	148,140	133,340	1,148,640
	企業債償還金	414,756	395,384	332,438	286,720	268,064
	合計	658,631	516,665	480,578	420,060	1,416,704

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金にて対応する。

一般会計からの繰入金額	478,710	229,594	185,312	150,054	121,368
うち基準内繰入額	141,404	141,025	124,743	109,485	100,799
うち基準外繰入額	337,306	88,569	60,569	40,569	20,569
企業債残高	2,607,994	2,432,110	2,193,012	2,011,833	2,390,808

建設投資	建設事業関連(管きょ等整備工事)	2,000	22,000	22,000	22,000
	改良事業関連(管きょ等改築・更新工事)	87,881	90,440	60,740	1,079,240
	その他(流域建設負担金、人件費等)	31,400	35,700	50,600	47,400
	合計	121,281	148,140	133,340	1,148,640

(単位：千円)

後期					
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
839,712	836,993	834,285	831,588	828,902	826,226
18,647	18,968	18,968	18,968	18,968	18,968
14,499	13,750	13,359	13,168	13,014	12,868
289,211	283,710	278,804	275,071	270,990	264,489
10,145	3,264	10,222	3,208	10,474	3,180
1,172,214	1,156,685	1,155,638	1,142,003	1,142,348	1,125,731
54,914	54,914	54,914	54,914	54,914	54,914
454,427	455,292	448,820	441,420	452,372	432,988
582,575	575,913	569,133	563,044	556,568	548,486
43,589	42,871	47,480	48,212	49,838	54,441
36,709	27,695	35,291	34,413	28,656	34,902
1,172,214	1,156,685	1,155,638	1,142,003	1,142,348	1,125,731

後期					
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
61,740	187,940	49,840	62,665	148,565	54,965
46,761	28,317	13,848	9,684	9,381	8,906
24,500	107,600	16,400	22,700	81,200	16,400
3,442	3,442	3,442	3,442	3,442	3,442
136,443	327,299	83,530	98,491	242,588	83,713
97,640	306,940	77,640	96,765	241,165	82,765
209,172	161,295	99,494	88,628	87,146	88,808
306,812	468,235	177,134	185,393	328,311	171,573

79,907	61,035	46,175	41,820	41,363	40,742
79,907	61,035	46,175	41,820	41,363	40,742
0	0	0	0	0	0

2,243,377	2,270,022	2,220,368	2,194,405	2,255,824	2,221,981
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
39,240	249,340	21,240	35,240	179,640	21,240
36,400	35,600	34,400	39,525	39,525	39,525
97,640	306,940	77,640	96,765	241,165	82,765

8 経営戦略の事後検証

(1) 経営戦略の進捗管理

毎年度の決算確定後に事業の実施計画及び投資・財政計画との乖離を確認します。計画値と大きく乖離する場合は原因を検証し、次回の改定に向けて課題として整理します。

(2) 経営戦略の見直し

経営戦略策定後の経済環境の変化や新たな課題に対応するため5年ごとに見直しを行います。

下水道事業に係る制度や計画の変更等で経営戦略の内容に大きな影響を及ぼす要因が発生した場合は、その都度見直しを行います。

(3) 各事業の進捗管理

事業の実施計画に掲げた各事業の進捗状況について、下記の目標値等に基づいて毎年度進捗状況等を検証し、その結果をホームページにて公表していきます。

施策・事業	計画期間内の目標値等	事業全体の計画値 又は施設の総量等
安心快適住環境の整備		
雨水対策事業	雨水貯留施設 3か所	雨水貯留施設 3か所
地震対策事業	マンホールの耐震補強工事の実施 汚水管きよの耐震補強工事の実施	耐震補強工事の完了
未普及地整備事業	未普及地 約27haへの 下水道整備工事	未普及地 約27ha

施策・事業	計画期間内の目標値等	事業全体の計画値 又は施設の総量等	
安全安心施設への改築・更新			
下水道施設長寿命化事業		汚水管きょ 1. 8 km マンホール蓋 50か所の 改築・更新工事	
下水道設備更新事業		マンホールポンプ 20か所 の取替工事	
流域下水道建設事業		汚水処理量 17, 000 m ³ /日	
安定安心のサービス提供			
下水道施設健全化事業		汚水管きょの点検・調査 マンホール 3, 000か所 目視調査	
民間活用、広域化・共同化事業		包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上	
安心継続の事業経営			
下水道使用料徴収事業		使用料収入率 99. 5%以上	
下水道使用料の適正化		使用料改定の検討・改定 前期・後期で各1回以上	
経営状況の見える化		経営状況公表回数 毎年度2回以上	
経営状況を示す指標			
指 標	目 標 値	現 状 値	類似団体平均値
①経常収支比率	100%以上	105. 64%	106. 65%
②流動比率	100%以上	78. 54%	85. 86%
③経費回収率	100%以上	84. 05%	92. 66%
④汚水処理原価	150円以下	136. 59円	139. 12円

※現状値及び類似団体平均値は、令和5年度実績の数値を記載している。

9 用語解説

用語		解説
あ	愛知中部水道企業団	本市に上水道を供給している特別地方公共団体。本市のほか、長久手市、日進市、みよし市、東郷町の5市町へ上水道を供給している。
う	雨水公費、汚水私費の原則	自然現象である雨水を排除する受益は広く住民に及ぶことからその費用は税金（公費）で負担し、日常の生活等から排出される汚水はその使用者からの下水道使用料（私費）にて負担するという考え方。
お	汚水処理原価	有収水量1m ³ あたりに係る汚水処理の費用。 【汚水処理費用（公費負担分を除く）÷年間有収水量】
か	管きょ（管渠）	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための管のこと。
	管きょ改善率	当該年度に更新した管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの更新ペースや状況を把握できる。 【改善（更新・改良・維持）管きょ延長÷下水道布設延長×100】
	管きょ老朽化率	法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの老朽化度合を示す。 【法定耐用年数を超えた管きょ延長÷下水道布設延長×100】
	管路施設	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための施設の総称で、管きょ、マンホール、ます、取付管等で構成される。
き	企業債	地方公営企業が建設改良事業等の費用に充てるために国等から借りた資金。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 【（企業債残高－一般会計負担金）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100】
	基準外繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づかないものをいう。
	基準内繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づくものをいう。
く	繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（税金）。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。

け	経営比較分析表	地方公営企業の経営状況等に係る各種指標をグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析により経営の状況や課題を把握することができる。
	経常収支比率	使用料収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。 【経常収益÷経常費用×100】
	経費回収率	使用料で回収すべき経費（汚水処理費）をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。 使用料で回収すべき経費をすべて賄えている状況を示す100%以上が必要。 【下水道使用料÷汚水処理費×100】
	下水・下水道	下水とは家庭等で使用した汚れた水「汚水」と街中に降る「雨水」のことをいい、下水道はその下水を排除又は処理する施設のことをいう。汚水を浄化して自然へ帰す役割と雨天時に街を浸水から守る重要な役割を担っている。
	下水道施設	下水を排除するための排水施設の総称で管きょ等の「管路施設」、汚水を浄化処理し河川や海へ放流するための「処理場施設」及び雨水をくみ上げて河川へ放流したり、自然流下ができなくなった汚水をくみ上げ処理場へ送るための「ポンプ場施設」がある。
	減価償却費	管路施設の建設・改良のように一度整備するとその支出の効果が数年持続するものについては、すべてをその年度の費用とされず繰り延べられ、翌年度以降のあらかじめ決められた期間において費用（減価償却費）として配分される。
	二 広域化・共同化	複数の汚水処理区の統合や汚泥の共同処理、複数事業の全部又は一部の管理業務を一体的に行う等、県や近隣自治体との広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ることをいう。
	公営企業会計	一般企業と同様に企業会計の原則を用いて複式簿記、発生主義を採用した経理方式のこと。

し	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	資本的収入及び支出	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良事業や建設改良事業に係る企業債の償還金などの支出とその財源となる企業債や国庫補助金などの収入をいう。
	収益的収入及び支出	一事業年度の企業の経営活動により発生する収益とそれに対応する費用をいう。
	上下水道耐震化計画	災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画。
	使用料収入率	確定した収入されるべき下水道使用料（調定額）のうち、実際に収入された額（収入済額）の割合。 【収入済額÷調定額×100】
	処理区域内人口	公共下水道へ接続可能な区域内の人口。
す	水洗化人口	処理区域内において、実際に下水道に接続している人口。
	水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。 【水洗化人口÷処理区域内人口×100】
	ストックマネジメント（計画）	既存の構造物や施設を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な視点で施設全体の老朽化状況を予測しながら施設管理の最適化を図るもの。本市の計画では管路施設の重要度等により、劣化状況等を計画的に点検・調査し、状況に応じて対策を講じる「状態監視保全」、施設等の特性に応じてあらかじめ定めた周期により対策を行う「時間計画保全」、機能低下や故障発生後に対策を行う「事後保全」により維持管理することとしている。
せ	全県域汚水適正処理構想	市全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性などを考慮し、公共下水道や農業集落排水など汚水処理施設の整備区域等を設定するもので、県内の全市町村が一斉に策定し、愛知県が県全体の構想として取りまとめたもの。各種汚水処理事業のマスタープランとなる。

た	耐用年数	建物や構築物、機械設備などの固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数で、減価償却の計算期間となる。管きょの耐用年数は50年だが使用状況によっては耐用年数以上に使用でき、ストックマネジメント計画における時間計画保全対象の施設では目標耐用年数を75年としている。
ち	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。本市は、令和2年4月1日より財務のみの一部適用を受け、公営企業会計へ移行した。
	長期前受金戻入	固定資産等の取得に際し、その財源として国庫補助金等を受け入れた場合、長期前受金に整理し、減価償却に合わせて各年度に収益として計上すること。
	貯留施設 (雨水対策事業)	市街地に多量の雨が降り、排水が追いつかず建物や土地が水に浸かる内水氾濫を防ぐために雨水を一時的に貯留する施設。本市の降雨による市街地の浸水解消を図るための施設計画である特定都市下水道計画では、浸水被害が予測される区域への貯留施設の設置、雨水排水が集中し排水能力を超えるボトルネック箇所解消のためのバイパス管設置により内水浸水被害の防止・軽減を図ることとしている。
と	豊明市総合計画	市政運営におけるすべての施策を網羅した市の最上位計画で長期的なまちづくりの指針となるもの。第6次総合計画は、令和8年度から令和13年度におけるまちづくりの指針をまとめたもの。
の	農村集落家庭排水施設事業 (農業集落排水事業)	農村集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設で、農業用排水の水質汚濁を防止するとともに農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業のこと。 ※令和3年度に流域関連公共下水道へ接続したことで、本事業は廃止となっている。
ひ	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する公共事業の手法のこと。
ふ	普及率	行政人口に対して、下水道が利用できる人口の割合。 【処理区域内人口÷行政人口×100】
ま	マンホールポンプ	マンホールの中にポンプを設置し、下水をくみ上げたり圧送して下水の流下を助ける設備のこと。下水管は自然流下させるために勾配をつけて布設するが、勾配によって深くなつていく下水管から下水をくみ上げ、再び浅い位置から自然流下させる場合や地形的に自然流下ができない場合に設置する。

み	未普及地 (未普及地整備事業)	寺池地区と間米南部（島川）地区の計27haを、この計画内での未普及地としている。
ゆ	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。 【有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格 × 100】
	有収水量	使用料徴収の対象となる水量のこと。
り	流域関連公共下水道	地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するものをいう。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受けて処理する下水道で、下水を最終的に処理する終末処理場と幹線管きよで構成されている。事業主体は原則として都道府県となる。本市の汚水は、刈谷市にある境川浄化センターへ流入し処理されている。
	流動比率	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上あることが必要。 【流動資産 ÷ 流動負債 × 100】
	留保資金	収益的支出で減価償却費などの現金支出を必要としない費用を計上することにより資金が外部へ流出されず企業内部に留保される資金のこと。この資金は資本的支出の建設改良費や企業債元金償還金の財源として使われる。
る	累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標。 累積欠損金がないことを示す0%であることが求められる。 【当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益 - 工事受託収益) × 100】